

第2回 大阪市地対財特法期限後の事業等の見直し監理委員会 会議録

平成19年10月4日(木) 午前10時～午前11時30分
市役所 P1(屋上階) 会議室

林総務担当課長：ただ今から、第2回大阪市地対財特法期限後の事業等の見直し監理委員会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、お忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。
委員会の開催に先立ちまして、本年4月に本市の組織改正や人事異動がございましたので、あらためて、事務局から本日ご出席の皆様をご紹介させていただきます。

阪井 紘行（さかい ひろゆき）委員長です

細見 三英子（ほそみ みえこ）副委員長です

小野 一郎（おの いちろう）委員です

松下 義行（まつした よしゆき）委員です。

次に、大阪市側の出席者をご紹介します。

柴崎 市民局長です

市民局 名倉 理事です

同じく 森田 市民部長です

同じく 宮花 人権室長です

同じく 西嶋 人権施策担当部長です

健康福祉局 山田 施策企画担当部長です

経済局 奥野 企業支援担当部長です

教育委員会事務局 玉井総務部長です

同じく 辻本教務部長です

同じく 多田生涯学習部長です

以上でございます。

それでは議事に入りたいと思います。なお、会場内の写真撮影等は、ここまでとさせていただきますので、報道機関のカメラはご退出いただきますようよろしくお願いします。

それでは阪井委員長よりお願いいたします。

阪井委員長：それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。本日の審議は公開といたしておりますので、よろしくお願いいたします。なお、現在のところ、傍聴者は6名でございます。本日の会議概要の作成やホームページでの公表につきまして事務局で行っていただき、公表される前に各委員の確認をとっていただきますようお願いいたします。

では、議題であります「地対財特法期限後の事業等の見直し状況について」、柴崎市民局長から報告をお願いします。

柴崎市民局長：それでは地対財特法期限後の事業等の見直しの進捗状況につきまして、ご説明申しあげます。お手元の資料でございますが、A 3 縦長の 2 枚もの資料「地対財特法期限後の事業等の見直し進捗状況について(平成 19 年 10 月)」につきましては、現在までの見直しの進捗状況の概略をまとめたものでございます。

なお、詳細につきましては、別とじになっております A 4 横長の参考資料「地対財特法期限後の事業等の見直し状況について」をご参照いただきたいと思います。18 年度末までに見直し等が完了したものにつきましては項目のみとしており、19 年度に引き続き見直しに取り組んでいるものを中心に記載しております。また、その進捗状況につきましては、2 ページの右下にございますように、方針どおり見直し等が完了したものは◎、方針どおり進めているものは○、方針より遅れているもの等は△という 3 区分で整理しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

また、中学生の昼食につきまして、別紙資料を配付させていただいております。

それでは A 3 の資料に沿って、説明させていただきます。

関連事業等についてでございますが、まず(1) 委託事業・補助金・貸付金・分担金につきましては、2 月の第 1 回委員会でもご説明しましたように、委託事業 49 事業、補助金・分担金 30 事業、貸付金 6 事業について、方針に基づいて見直しに取り組んでおります。

このうち、19 年 3 月末までに見直した事業等でございますが、真ん中の囲みでございますように、「地域内指定管理施設」でありました地域老人福祉センター及び青少年会館については、18 年度末をもって条例施設としては廃止しております。

「委託事業、補助金・分担金」につきまして、人権文化センター(IT)講習や大阪地域医療ケア研究大会補助金など 26 事業を廃止いたしますとともに、地域生活支援事業など 5 事業を整理・統合したところでございます。

「職員の見直し」につきましては、学校における全市的な基準を超える管理作業員 10 名、給食調理員 54 名の計 64 名につきまして、2 月の時点では 18 年度末と 19 年度末の 2 ヶ年で 32 名ずつを見直す予定でございましたが、前倒しで行っておりまして 18 年度末に管理作業員 8 名、給食調理員 36 名の計 44 名の配置を見直しております。

また、旧同和保育所のみ配置してきた人権保育推進担当保育士等につきましては、18 年度末で 78 名全員の見直しを行っております。

次に、右の囲みにつきましては、方針に基づき 19 年度に引き続き見直しを行っている事業等を記載しております。

まず(1)の委託事業につきましては、参考資料の 4 ページ・5 ページをご参照ください。工場アパートや資源再生共同作業場など、残る 14 事業につきまして、引き続き見直しに取り組んでおります。

このうち工場アパートにつきましては、管理業務委託を19年度から廃止し、賃料につきましても19年4月に見直しを行っております。施設のあり方につきましても、現在検討を行っているところでございます。

次に(2)補助金及び分担金ですが、参考資料では8ページ・9ページ及び11ページにございます。補助金14事業、分担金3事業について、この3月に本市では「補助金等のあり方に関するガイドライン」を作成しておりましてこれに基づき、本市全体の補助金を見直す中で、21年度までに見直しを行ってまいります。

(3)貸付金につきましては、参考資料では10ページにございます。現在破産手続き中の芦原病院を除く5事業につきまして、返済金の回収と債権処理に引き続き取り組んでいるところでございます。

このうち、大阪府地域支援人権金融公社貸付金についてでございますが、同公社に対しましては、昭和44年度から昭和60年度にかけて、大阪府約70億円、大阪市約30億円、計100億円を融資原資として貸し付けました。

この貸付金につきましては、平成3年度から毎年返済を受けており、平成18年度末の残額は、大阪府約48億円、大阪市約21億円、合計約69億円、約7割程の残額となっております。

本市では、大阪府とともに、同公社に対して、貸付金の早期返済につきまして積極的に働きかけてまいりました結果、平成19年度から平成23年度までの5年間に合計20億37百万円を、同公社から大阪府・大阪市に対して返済すること、及び、24年度以降の返済計画については、社会経済情勢の動向や公社の事業展開方針、資金需要などを踏まえまして、5年後の平成23年度に協議して作成することが、平成19年3月に開催された同公社理事会において決定されたところであります。

本市といたしましては、今後とも、同公社に対しまして、経営基盤の確立を通じて貸付金の早期返済を求めていくこととしております。

また、高校・大学の奨学金につきましては、返還決定者には引き続き返還を求めていくとともに、卒業時に返還免除としてきた貸与者につきまして、今年度中の一括処理の措置に向け、債権放棄等の課題整理を行うこととしてしております。

なお、参考資料10ページの大学奨学金、及び高等学校奨学金の進捗状況の欄では、括弧つきで○といたしております。これは、方針に基づき進めておりますが、元々18年度中に措置するとしていたものが、今年度の措置ということになりますので、括弧つきで○といたしているところでございます。

また、同和更生生業資金につきましては、現況調査の結果を踏まえて、今後の方針について現在検討を進めているところでございます。

では、A3縦長の資料に戻りまして、その下の(2)未利用地・建物等の使用についてでございます。参考資料の13ページから15ページに詳細を記載しております。なお、網掛けをしていない項目が「有償化や契約方法の整理を図るなど引き続き活用を図っているもの」92件を表しております。網掛けをしている

項目が、「明渡しや原状回復等を求めるもの」46件を表しております。

まず、資料上の段の、有償化や契約方法の整理などを行いながら、引き続き活用を図っていくもの92件につきまして、他の同種の利用条件との均衡が図られたものは、中央の囲みにありますように、1月末時点では18件でしたが、18年度末時点では49件まで進捗し、その後19年度においても鋭意取り組んでおり9月末現在では59件が措置済みとなっております。

右の囲みに移りまして、残る33件についても、引き続いて現在の取組みを進め、方針に沿った実施に努めてまいります。

そのうち約半数の18件が、共同浴場、診療所などの収益事業関係であり、現在、不動産の鑑定など賃料の確定に向けた作業や、契約の相手方の法人化に向けた協議、各施設の収益状況の分析など、有償化に向けた事務手続きを進めているところでございます。

また、8件が、ゲートボール場、菜園、老人憩いの家などのコミュニティ関係であり、町会等を中心として地域の各種団体から構成される運営委員会の構成に向けた協議に時間を要しているところでございます。

その他、7件についても着実に取組みを進めているところでございまして、商業施設、購買施設など産業振興施設4件が、19年度の賃料については改定が完了しているが、最終賃料への改定について協議中でございます。

次に、下の段の、明渡しや原状回復等を求めるもの46件のうち、中央の囲みにございますように1月末時点では18件が完了してございましたが、18年度中では27件が完了し、残りについて19年度引き続き交渉を継続しており、9月末では32件が措置済みとなっております。

残る14件につきましては、右の囲みにございますように、明け渡し時期が明確になっているものは1件でございまして、引き続き交渉を進めているものは9件でございますが、難航している6件につきましては法的措置を検討しております。

明渡し訴訟中の4件についてでございますが、これは、2月の委員会の際にも委員からご指摘のありました、人権文化センターにおける運動体の事務所でございます。昨年の総点検調査の時点では、7支部に対し目的外使用許可を行っていましたが、※印のところにございますように、その後、5月末までに3支部が移転いたしております。

残りの4支部については、現在も使用が継続され、本市から明け渡しを求めたにもかかわらず退去がなされなかったため、明け渡しを求める訴訟を8月8日に提起したところでございます。

次に、(3) 特別な優遇措置等についてでございますが、参考資料17ページにございます。特別な優遇措置及び不適切な事務執行について、前回の委員会でご報告したとおり19の事項のうち17事項については、18年度中もしくは18年度末において、廃止するなどの是正が措置済みとなったところでございます。

残る2事項のうち、「改良住宅の付帯施設として建設された店舗・作業所の使用

料」についても今年度見直したことから、残っておりますのは「もと浪速第1温泉施設の活用」1事項となっており、引き続き方針にそって取り組んでいるところでございます。

次に、「政策的な課題の解消」についての進捗状況については、資料の2枚目をご覧くださいと存じます。参考資料の19ページ以降に記載しております。左の囲みは見直し方針、真ん中の囲みは、19年9月までの進捗状況、右の囲みは今後のスケジュールに分けて、概要を記載しております。各課題につきまして、概ね方針どおり見直しに取り組んでいるところでございます。

「1. 学校における職員配置の適正化」でございますが、学校における全市的な基準を超える管理作業員、給食調理員計64名の配置の適正化につきましては、先ほどもご説明したとおり18年度末で44名の配置を見直したところでございます。残る20名につきましては、19年度末に見直しを行うことといたしております。また、施設・設備等に対応するための給食調理員の加配42名につきましては、配置基準の見直しを行ったところであり、人事異動により21年度末までに配置の適正化を行ってまいります。

中学生の昼食につきましては、別紙資料をお配りしておりますように、「小・中学生の健やかな成長の促進のための昼食のあり方に関する研究会」において19年3月29日に考え方をまとめ、それを踏まえて4月24日に市としての方針を定めたところでございます。今後、方針に基づきまして、中学生の昼食に関する施策について19年度中に具体的な内容・進め方を定め、20年度より順次実施することといたしております。詳細につきましては、教育委員会事務局よりご説明させていただきます。

辻本教務部長：お手元に配布しております資料についてでございますが、1枚目に、平成19年4月24日教育委員会「中学生の昼食の考え方（方針）」について、2枚目に『『中学生の昼食の考え方』のまとめ』（研究会からの報告）の概要でございます。冊子といたしまして、平成19年3月29日「中学生の昼食の考え方」のまとめとして「小・中学生の健やかな成長の促進のための昼食のあり方に関する研究会」によりまず資料を付けさせていただいております。

それでは、中学生の昼食のあり方につきまして、教育委員会としての考え方、および基本方針をまとめましたので、ご報告いたします。

中学生の昼食につきましては、調査・監理委員会の指摘をふまえた本市の方針で、教育委員会の事務局内に設置している「小・中学生の健やかな成長の促進のための昼食のあり方に関する研究会」において考え方をまとめること、とされました。これを受けて、研究会で総合的な検討を重ねまして、本年3月29日に基本的な考え方をまとめました。それがお配りしております『『中学生の昼食の考え方』のまとめ』の冊子でございます。

検討にあたりましては、平成12年度1月から中学生の昼食事業の施行を実施している2校、および昨年度に実施いたしました公費をかけない弁当販売校について、

それぞれの状況を精査、検証しながら中間集約を行うとともに、生徒、保護者に対するアンケート調査、給食実施校の校長に対するヒアリング調査などによりまして、中学生の昼食をめぐる本市の現状を把握したうえで、保護者負担の公平性や、教育的効果の観点もふまえて、総合的な検討をおこなってまいりました。検討結果の概略は、お手許の資料『『中学生の昼食の考え方』のまとめ（研究会からの報告）の概要』にまとめております。

これに基づいて、教育委員会といたしまして検討を加えた結果、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるという食育の推進の重要性、心身とも個人差が大きくなる時期である中学生の多様性（嗜好、食事量など）をふまえるとともに、家庭からの弁当持参が学校や家庭において定着し中学生の心身の健全な育成に寄与しているといった教育的な意義を勘案し、一方、弁当を持参しない生徒にも配慮し、お手許の資料「中学生の昼食の考え方（方針）」のとおり、4月24日に、中学生の昼食についての方針をまとめました。基本的な方向性として三点を挙げておりまして、①中学生の昼食については、家庭からの弁当持参を基本とする②家庭からの弁当を持参できない場合でも安心して登校することができるように、すべての生徒が利用可能な、衛生面・安全面等を念頭にいた、また、栄養価にも配慮した対策を行う③一部の中学校で学校給食を実施している状況は、保護者負担の公平性の観点から将来にわたって継続することは適当ではなく、これまでの経過や生徒への影響等を考慮して、たとえば現有の厨房施設を活用した民間による食堂経営などについて検討を進めることとしております。

今後の進め方でございますが、以上の基本方針をふまえて、中学生の昼食に関する施策につきまして、20年度からのモデル実施を行うなど、順次、進めてまいりたいと考えております。

検討・整理すべき課題といたしまして、4点ございまして、食育などの充実につきまして、子どもの食生活について、学校、家庭、地域が連携して次代を担う生徒の食に関する環境の充実とともに、個々の状況に応じた多面的な指導など食育の推進たとえば中学校における栄養教育などの推進体制の確立などでございます。

2点目といたしまして、家庭からの弁当持参への支援につきまして中学生の昼食の基本である家庭からの弁当について、持参率の一層の向上・内容の充実・保護者の負担感の軽減などに資するための対策、たとえば、弁当レシピ集の配布などの情報提供や親子弁当教室の実施などでございます。3点目といたしまして、弁当を持参しない生徒への対策につきまして、全ての生徒にとって、利用しやすく、衛生面・安全面・栄養面に配慮した昼食用弁当販売の支援、たとえば、衛生面・安全面・栄養面の水準確保など、内容の充実と行政の役割の検討や公募による業者の確保などでございます。

4点目といたしまして、給食実施校への対策につきまして、家庭からの弁当持参を基本とするとともに、これまでの経過や校内状況等にも配慮し、弁当を持参しない生徒への対策を検討、たとえば、既存施設を活用した民間による食堂経営などの効率的な昼食提供の確保などでございます。現在それぞれの課題について、具体的

かつ精力的に検討を進めているところでございます。

以上、中学校の昼食について、ご説明申し上げました。よろしくお願い申し上げます。

柴崎市民局長：資料2枚目に戻っていただきまして

「2. 青少年会館」につきましては、3月末をもって条例廃止したところであり、派遣職員を引きあげるとともに、「相談と居場所づくり」など3事業については、19年度から全市展開することとして、その他は本市事業としては廃止いたしました。また、プール施設は廃止いたしました。

プール以外の施設につきましては、ホームページ等で広く周知しながら市民グループ等に施設の貸し出しを行うとともに、本市事業の実施場所として幅広い活用を図っているところでございます。

現在、体育館やグラウンド等のうち一般スポーツ施設として活用できるものを調査するとともに、条例への位置づけにかかる諸課題について検討を進めているところであり、管理のあり方とあわせて今年度中に結論を出してまいります。

「3. 保育所における職員配置」につきましては、人権保育事業などを担当する専任保育士78名を、18年度末をもって廃止したところでございます。

「4. 地域老人福祉センター」につきましては、3月末をもって条例施設としては廃止いたしました。

19年度は、高齢者地域活動支援事業として事業委託を行って、高齢者の自主的な活動の場として引き続き利用に供しております。

今後につきましては、施設の有効活用を図るため、高齢者をはじめ市民に幅広く利用されるよう、20年度・21年度の2年間で事業実施期間として、プロポーザル方式により事業者を公募することとし、現在その手続きを開始しているところでございます。

「5. 障害者会館」につきましては、18年12月に障害者会館のあり方を検討する場を設置し、18年度中に方針を出すべく事業の検証・検討を進めたところであり、その結果を踏まえて、今後の障害者会館の方針について、本年5月の本市の執行会議で確認したところでございます。

その方針では、障害者会館は23年度末をもって条例施設としては廃止して民間に移管することとし、20年度から23年度までは公の施設として存続し、公募により指定管理者を選定することといたしまして、指定管理者の公募を行い、現在、手続きを進めているところでございます。また、民間移管に向けた課題につきまして、引き続き検討を進めることといたしております。

「6. ふれあい人権住宅」につきましては、方針どおり、募集対象区域を市域全体に拡大し、19年7月に啓発を図りながら、新婚・子育て世帯向け住宅の募集を実施したところであり、引き続き11月に中堅層向け、2月に一般世帯向けの募集の実施を予定しているところでございます。

「7. 未利用地の管理および駐車場の管理運営」につきましては、未利用地等に

つきましては、19年6月に策定されました「大阪市未利用地活用方針」に基づき、計画的に管理地の縮小を図っていくこととし、それまでは暫定措置として、引き続き人権協会に委託を継続することといたしております。

また、未利用地や高架下を活用した駐車場、及び住宅付帯駐車場の管理につきましては、全市的な市有地を利用した駐車場の今後の方向性に基づいて、見直していくことといたしております。

参考資料22ページをご参照ください。住宅付帯駐車場の料金については、17年度から料金改定に着手しており、今年度中には改定を完了することとしております。

また18年度から、管理経費を大幅削減し、市営住宅付帯駐車場の料金改定とあわせて大阪市への納付金の増額を図ったところでございます。

「8. 人権文化センター」につきましては、19年度において、引き続き派遣職員を引きあげたところであり、東淀川区内の3館につきましては、統合に向けて事業の実施状況や利用状況の分析等を行っておりまして、引き続き検討を進め、早急に結論を出してまいります。

また、人権文化センター全体につきましては、22年度からの次期指定管理期間に向けて、機能・施設等のあり方について検討を進めており、20年度末を目途に結論を出していくことといたしております。

「9. 大阪市人権協会等の職員の雇用問題」につきましては、人権文化センターへの本市の派遣職員の引きあげに伴う充当配置や、事業を引き継いだ団体への派遣などを行っており、引き続き期間を限定して雇用に配慮していくことといたしております。説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

阪井委員長：ご苦勞様でした。

ただ今、ご報告いただきましたことについて、委員の皆様からご意見、ご質問をいただきたいと思います。教育委員会の辻本教務部長さんは他の会議と重なっておられるということで途中退席されますので、先にお手元資料の2枚目の「政策的な課題の解消について」の1. 学校における職員配置の適正化について、先ほどのご説明に基づき別添の資料とあわせて、先にご意見やご質問をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

細見副委員長：学校における職員配置の適正化については、表面上を見ておりますとかなり進捗状況というのが動いているなというのがわかるんですが、配置を見直して、具体的にやってきた中で、他の施策を推進する場において、教訓となるもの、全体に共有したほうがいいんじゃないかという経験とかあるいは反省点、そういうのがあれば少しお聞きしたい。この委員会でも単に削減するというのではなくて、貴重な人材を活かしていくという観点から、ぜひやってほしいとお願いしておりましたのでそういう趣旨にも合うと思いますので、配置を見直す中で出てきた評価点、問題点、そういうものがありましたら、ぜひ、実情を知らないものとしてはお聞きし

たい。

辻本教務部長：全市基準を超える給食調理員54名については、独自献立というのをやっております、そのために加配していましたが、全市統一的な献立を実施することにより見直しております。また、施設設備に対応するための加配42名につきましても、リフトがあったり、調理場が大きかったり、食堂があったりするわけで、それにつきましても本務という形でなくても嘱託化で対応できるだろうというのが見直しの考え方です。

阪井委員長：よろしいですか。

細見副委員長：当然、話し合いとかあったわけですね。

辻本教務部長：はい。いろいろ現場の実情も見たうえで。

細見副委員長：で、皆さんは一律に方針に沿ってやっていくんだということで、すんなりといったということなんですかね。

人員の再配置とか、いろんなことを切っていくと市民は見てたりするわけですが、決して切っていくのではなくて、自立というか活気があるようにするためには行政がどのようにしたらいいか考えるということがこの委員会の大きなポリシーで、そのようにやってきているわけですね。

その見直し方針が出たときには、公平・平等の観点から全部見直してみようということで、みんなで、現場で議論しようということでやっていただいて、その結果が今日出てきた。私たちとしては、その現場での話の中でどういうようにしたから、スムーズにできたとか、そういうことが非常に人間くさいけど行政の血の通ったものを知りたいと思う。一律に見直したと、はい見直せと、これで終わりかということなのか。ちょっとニュアンスの外れた質問だったんですが。答えられなければ別に構いません。

辻本教務部長：先ほど申し上げたように給食調理員54名について、その学校については独自献立を作成いたしまして、それぞれで個別にやっていた実情があるわけですが、全市統一献立でも十分対応できるであろうところで職員の見直しを行った。

施設・設備の加配についても必要なところは嘱託化など形を変えて残しますが、必要ないところは見直すということです。

阪井委員長：細見さんの質問全部にきちっと答えているか微妙ですが、ほかの方でどなたか、よろしいですか。

もう少しこれまでの経過を具体的に説明してほしいというのが細見さんの要望じゃないかと思うのですが。いかがですか。

細見副委員長：これについてはそれほど思ったほど問題はなかったということですね。かなりスムーズにいったと、そういうことですか。

辻本教務部長：統一献立、統一基準を作ってやりましたので、見直しについてはスムーズに進んだ。ですから、18年度については予定以上の数の削減を進められたと考えています。

細見副委員長：そういうことをやっていた人は別のところへ異動したわけですね。

辻本教務部長：はい。現在、採用をしておりますから、退職不補充という形で必要なところに配置するということです。

阪井委員長：ほかに質問よろしいですか。

松下委員：よろしいですか。細見委員の話とダブリますけれども確認をさせていただきたいと思いますけれども、18年度末に見直した分、19年度末までに見直す分、この分に特に問題点はないという理解でよろしいですか？

辻本教務部長：そういうことで結構です。

阪井委員長：よろしいですか。

細見副委員長：給食に関しまして、これは紙面で記者発表されたものでしたか。ああ、これが出たのかと見ておったのですが。こういう方針を出されたことについての反応はありましたか。

辻本教務部長：いろんなところから反応がございました。もともと中学校の給食、昼食に関わっては様々なご意見がございますから、反対の署名や陳情もございました。

細見副委員長：そういう反応はたくさんあるということですね。

辻本教務部長：たくさんというか、いろんなこれ（給食）に対する考え方があると思いますので。

細見副委員長：それは要するにここに書いてあるようなことがあるということですね。

辻本教務部長：はい。考え方としては概要としてまとめさせていただいております。

細見副委員長：これを元にして、秋に具体的におやりになると、19年度中に具体的な内容、進め方をまとめて20年度より実施すると書いてある。これは、具体的にどういう形になるのでしょうか。

辻本教務部長：ただいま精力的に具体のところを検討しているところでございますが、その下の検討・整理課題の4点、・食育の充実・家庭からの弁当持参への支援・弁当を持参しない生徒への対策・給食実施校への対策について、今現在、精力的に具体案を策定しておるところで、それを整理し議会の議論を踏まえた上で20年度から順次実施していきたい。

細見副委員長：1、2、3、4どれにするかという発想でやるとなかなか難しくて、1、2、3、4すべてを勘案しながらもっともベターな方向を探していくという感じでないとなかなか具体的な内容は出てこないと思う。

辻本教務部長：4点それぞれについて進め方や具体の実施内容が前後するかも知れませんが、全てに渡って整理検討して実施にうつしてまいりたい。

細見副委員長：4点がそれぞれある程度はまとまっていくだろうと。

辻本教務部長：今、精力的に検討している最中です。

細見副委員長：なかなか4つの課題を、これを中心というような形になると非常に難しいと思いますし、特に、給食実施校においては、朝食をとってこない子供が非常に多いというデータもありましたので、特別の措置を廃止することについては、現状をどのように教育的見地から考えていくのか、と。そのためにいい方法はないのか。よりおいしくて、より安くて、しかも公費負担がないという形でやっていくには少し新しい発想でやっていくのが非常にいいと思います。調査を読みますとランチサポートとか業者のお弁当に対して非常に評価が高い。全部やれというのではないけれども、そういうのを含んだ形で中学の給食現場を柔軟に動かしていくというような発想でいくのがいいのではというのが私の感想です。

辻本教務部長：今おっしゃっていただいたような、報告の中にもございますが平成12年1月からかなり公費をかけた昼食事業の試行をしております。昨年度については、他都市でもやっているような公費をかけない弁当を業者と提携して持って来させる。そういったいろんな試行事業を実施いたしまして、いろんなところの情報を集めましておっしゃっていただきましたようなことは検討・整理課題の3点目、弁当を持参しない生徒への対策をやっていきたい。

全中学校に対してすべての生徒にとって弁当を持ってこれない時の対策として、利用しやすく、衛生面、安全面、栄養面に配慮した昼食用弁当販売の支援を行って

いきたいということで、衛生面、安全面、栄養面の水準などを十分確保した上で行政としてどんなことができるのかを検討、また、持って来る業者と、どういうその業者と連携できるのか、公募による業者の確保などそういった例を挙げさせていただいて、この度おっしゃっていただいたことは検討・整理課題の3で検討を進めておるということです。

12校の給食実施校の対策については、4点目ですが、これまでの経過や校内状況もございますのでそういったことに配慮して弁当を持参しない生徒への対策ということで、既存の施設もございます。そういった給食調理施設等ございますので民間による食堂経営などの効率的な昼食提供の確保を現在実施している給食実施校については検討しています。

阪井委員長：ではよろしいですか？ 辻本部長に対する質問等はこれで終わりですので、退席していただいて結構です。

それでは、それ以外に柴崎市民局長から報告いただいた事項について委員の皆さんから質問、ご意見をいただきたいと思います。いかがですか？

細見副委員長：上の方から関連事業等について順番に、1のところで補助金の見直しに関するガイドラインに基づいて事業が進んでいるわけですが、補助金のガイドラインのエッセンスについて紹介していただきたい。

次の貸付金の問題については（奨学金について、）一年遅れということですが、現状を見てみた場合、もっと有効な方法があるのかなのか。もう少しお聞きしたいと思いました。

名倉市民局理事：補助金のガイドラインの概要でございますが、市政改革の取り組みの中で、財源が市民の税金であることから、選択と集中という観点から見つめなおすというのが方針であります。

見直しの基本的な視点としては一つは補助の必要性、あるいは補助の妥当性、補助の有効性、補助の公平性、この4点の基本的な視点からあり方を見直すということで、それと加えて、既得権化、常態化というのが補助の場合見られることが全市的なベースで多かったため、そういった、補助というのはあくまで自主的に公益的な事業を行うことに対して行政から支援するというそういう考え方を明確にし、補助金について見直していく、そういうような視点でやっております。

実際、団体への運営費的な補助につきましては、対象の明確化をするとともに、継続としては事業費の補助に転換することで、補助率についても補助対象率は1/2を上限として、今までであれば全額補助的な要素、団体の運営補助的な要素があったものですから、事業を中心としたものへ1/2を基本的に措置としてやっていく。

施設などにつきましては、施設料金収入により本来の自立した運営が行われるべきであり、これにつきましても新たに補助するものとしては1/2程度を上限とし

て、基本的には施設の料金収入や自助努力により経営の改善を図っていくということを考えて行っております。

「イベント、大会等事業補助」などは額的には少額なのですが、長きに渡って慣行的にやっているものが多かったことがあります。そういったものについて、もう少し公益性や公平性の観点から個別に見つめ直していくということで。

現在各局それぞれに補助事業をやっていますものについて、点検シートを今年の夏に資料の提出、調査を行っております。

今回地対財特法関係の補助金、分担金もちろんその対象となっております。それについて、今申し上げたような観点から、公益性はどんなところにあるか、慣行的に行っているのではないか、もう少し補助するにあたっても手続き的な基準を設けて、できていますか、できていませんかというようにチェックを行う。特に地対財特法関係につきましては、全体としては21年度までに補助金を見直すとなっておりますが、中身にもよりますけど、財政的なところからはもう少し早めにはできないか、チェックを明確にできないかと各局へ指導が出ております。

また、チェックシートの結果につきましても取りまとめができた上で、近く、ホームページなどに公表して市民の皆さんにも見ていただくこととしており、そういった観点で見直しを進めております。

玉井総務部長：高等学校、大学の奨学金がございますので、教育委員会の玉井ですけどトータルとしてお答えを申し上げたいと思います。

昨年8月の監理委員会の提言では、高校等奨学金について、貸与者の卒業時に償還免除としてきたことから、回収不能として一括処理の措置を講じるなど抜本的な方策を立てるということで提言いただきました。

監理委員会からの指摘を受けた重要案件でございますので、改革、改編につきましてスピード感を持って取り組みたいということでもありますとか、また同和対策の期間中に要綱、あるいは要領に沿って卒業時に審査を行い、実質的に返還免除とし、現実的に返還を求めるということが実際困難であるということから、一括処理の方策として、いわゆる債権放棄の手続きをとるというやり方。

あるいはもう一つは、新しい、これらを含って処理できるという趣旨の新しい条例を作るなどいくつかの手法について現実的に検討してまいりました。

一方で当時、債権放棄ということについては、昨年度後半の市会等の情勢もございましたので、十分慎重に議論をし、検討を進めてきた。とそういうようなことの中で18年度末の一括処理については一定見送ったといえますか。慎重な判断をしたいということで議論をしたところであります。

ただ債権放棄等に向けて現実的に高等学校の奨学金で申し上げますと、約4200人の対象者がおります。そうした方の現況調査は徹底して進めてまいりました。数的に膨大でございますので、今現在も調査を並行して進めており、これらの調査を11月中には終了させたい、終了予定と考えております。年度内には一定改めて議論のうえ、処理していきたいと検討を進めているところであります。

阪井委員長：よろしいですか。松下さん、いかがですか。

松下委員：それでは私から、全体の問題として1点、と個別について質問させていただきたい。全体を通してよくやっておられると思いますが、方針どおり見直しを完了したものの中で、問題点はないのかどうか。文字通り完了したのか、「課題は解消した」と理解していいのか確認をさせていただきたいというのが1点。

個別の問題として、方針の中でも出てきたが、6ページの委託事業の中で駐車場管理運営業務（「市営住宅付帯駐車場管理業務委託契約」）で、効率的な運営を図るとあるが、効率的な運営を図った結果、納付金の増額を図ったと、後でも22ページの7の方でも効率的な運営を図るとあるが、具体的にご説明いただきたいというのが1点。

もう1点、10ページの貸付金の5番目△が付いている分なのですが、同和更生生業資金の回収事務について、現況調査の結果を踏まえて今後の方針を検討中とあるが、現況調査の結果なのですが、債務者の所在確認等々いろいろあると思いますが、その中の困難整理、問題点を少し具体的にご説明をしていただきたい。よろしくお願いします。

阪井委員長：3点ありますので、全体的な見直しについて、文字通り受け取っていいかという質問ですが。

柴崎市民局長：完了したものについては、全体的な評価ですが概ね問題はございません。ただ、現在引き続いてやっているが、完了については多少遅れ感があったりするものもあります。やはりその中でも関係者の理解など、ある程度少し遅れ気味であるというのが正直な感想であります。

完了したものについては問題ないと言っていいと思います。多少遅れ感のあるものについては、やはり問題点の克服に少し時間がかかっているということです。

例えば人権文化センターの問題につきましても、3館統合など、一つにするか二つにするかなど現実的な問題として利用者がおられるので、その方たちの理解が必要になりますので、利用者に対して丁寧なこなしが必要なので少し私が考えていたよりは少し時間がかかっている。

例えば、条例では廃止しましたが青少年会館でも、現実に利用者がいて、施設がある中で一つ一つの施設についてどのような今後どう取り扱いをするか市の中でも議論しているところ。正直時間がかかっていると言えます。

西嶋人権施策担当部長：駐車場の関係でございまして、大阪市人権協会に委託している状況にございますが、この件につきましては委員会の中でもご議論いただきました。それと、平成17年度に大阪市の監査を受けまして、経費の中でいろいろと指摘があった部分、効率的に行っていた部分、特に大阪市人権協会と地域の人権協会と分

けて事業をやってきた中で、地域の人権協会ですれておる、もともと不法駐車対策とか、そういった地域の取り組みでございましたけれども、その辺のところ、駐車場経営での経費ということで精査をさせていただきます。

具体的に数字を挙げさせていただきますと、その結果、大阪市の方に納付金が、従来ですと約5、6千万円であったものが、18年度から取り組みをさせていただきますと、2億円近い納付金になったということで改善が図られてございます。駐車場、未利用地に関わりましては、人権協会ということで経費的な個別の課題としては、解消できたと考えております。

一方、オール大阪の未利用地の活用処分という課題、駐車場につきましても人権協会だけでなく、大阪市の各団体が未利用地を活用した駐車場を運営してございますので、オール大阪の方針に基づきましてこれからも見直しを進めていくという状況になっております。

松下委員：スタンダードな形に近づきそう？

西嶋人権施策担当部長：そうです。後はオール大阪の他の団体と同じような形で、方針が出されております削減、収入のより一層の拡大、競争性のある選択といったところで取り組んでいくのがオール大阪のスタンダードな中でやっていくということでございます。

山田施策企画担当部長：健康福祉局でございます。

同和更生生業資金の関係でございますが、現在進捗状況、課題、今後の取り組みについてご説明させていただきます。

現在、債権、債務の状況について精査をいたしております。債務者全員の現住地調査を実施しているところでございます。現在所在不明の方に対する追跡調査も引き続き実施しております。

死亡、行方不明等の理由により回収不能と考えられるものにつきましては、不能欠損処分等により、債権処理の処置を講じることとなりますが、現在、対象者370人のうち、確認済みが187人、確認中が3人（まもなく確認できるであろうという方）、不明の方が180人おられます。

この資金については、非常に長期に渡って貸し付けてきたものでございます。不明の方については、それぞれ住民登録等が職権消去されておりました、戸籍の附票で確認いたしますとか、役所の持っているさまざまな手段によりまして追跡を続けていきたいと考えております。

今後の取り組みでございますが、健康福祉局、オール大阪でも同様でございますが、同和関連以外も含めまして各種貸付金等多くの債権を抱えております。これらの未収金の回収について、定期監査等でも指摘されておりました、局全体の課題ともなっております。

現在、健康福祉局内で未収金の徴収に向けた仕組み作りを構築するためプロジェ

クトを設置いたしまして検討中でございます。利息、延滞金等の取り扱いも含めて、統一的な議論をしてまいりたい。そのうえで、検討結果も踏まえて債権管理の適正化に努めてまいりたい。以上でございます。

阪井委員長：資料をいただいているのですが、見直し状況、今後のスケジュールとか抽象的過ぎて、今のよう現況調査の結果を踏まえて、現況調査をした結果どうだったか、入れておいていただけたら、私たちも、ああこんなに進んでいるんだな、とよくわかる。

やってますよ。という報告だけのような気がする。だから細かい質問が出てくると思うんですね。その辺、次からちょっと配慮していただけたらと思います。いかがですか。他いかがですか。細見さんいかがですか。

細見副委員長：2枚目の政策的な課題の解消で問題になっている「2. 青少年会館の管理運営業務」について、派遣職員を引きあげたということ、ホームページなどで広く周知して、貸し出しなどを行っているということなのですが、いかに活性化するかとか、どのように運営していくかというのはいろんな施設の共通の課題ではあるのですが、特に関心の高い2番のこの問題について、少し現状を教えていただけたらと思います。

多田生涯学習部長：教育委員会の多田でございます。

もと青少年会館については条例廃止いたしまして、昨年8月の調査・監理委員会のまとめ、また大阪市の方針におきまして、広く市民の利用に供するというところで、現在4月から体育施設、また会議室等の諸室につきまして利用されております。

利用にあたりましては市民グループ、団体の方に登録していただき、現在926グループが登録をいただいています。

そういった方々が、4月から8月の5ヶ月間で、トータルで18万1000人、一ヶ月あたり約3万6000人の利用がございました。年間に推定40万人以上の利用があるのではないかと考えております。

これは条例廃止以前の事業の性格なり、利用の形態が少し違いますが、18年以前も40万人以上の利用があったので、ほぼ同程度の利用があるのではないかと私も思っております。こういった形で先ほどご指摘のありました周知につきましても教育委員会のホームページ、また生涯学習事業や、施設の情報をインターネットで提供しております。生涯学習情報提供システムでございますけれども、こういったところで広く周知いたしてます。

また各施設の地域には、チラシを作りまして、区役所をはじめ公共機関などに配布して利用を呼びかけている状況でございます。

細見副委員長：ということは、利用者なり、登録グループとは、今までは登録グループは(あったのでしょうか)？

多田生涯学習部長：従来18年度までは条例施設、いわゆる大阪市の教育委員会の青少年のさまざまな事業を行う施設として使っておりました。

条例廃止されまして普通財産になってですね、現在ある体育施設なり諸室を有効に活用しようということで。

そういう場合にどういう形で使っていただくか、不特定多数に使ってもらうわけにもいけないので、いろんなグループ活動をされる方、あるいは体育活動をされる方に登録いただいて使ってもらっております。

細見副委員長：ということは、より活発にというか、たくさんの利用者に利用してもらっているというように、いい評価をすればいいのでしょうか。

多田生涯学習部長：評価非常に難しいと思うのです。従来は本市のいわゆる青少年育成事業として、事業の予算措置もしてまいりました。現在は、いわゆる諸施設を市民の方が自主的に利用されるという形で活用されていると考えております。

ただ、利用人数を出しましたのはほぼ同じような、数字的には(前と同じような)利用状況になっていると考えております。

細見副委員長：他の管理運営業務なかなか難しいというふうに思うんです。

ニーズが何なのかというのをしっかり見て、それからニーズを掘り起こしてそれを実現させる拠点みたいな形で会館なりが使われるという、非常にマネージメントをどのように皆さんにやっていただくかというマネージメントがいます。利用者が落ちてはいないということでしたら、努力を他のところにも共有していただくというのがいいと思います。

ふれあい人権住宅の募集対象区域の拡大ということで、拡大することによって評価点といいますか、現状はどのように改善されたのか、やってよかったということなのでしょうか。現状についてお聞きしたい。

宮花人権室長：7月に募集した状況でございますが、ふれあい人権住宅、47戸、一般の住宅が88戸。応募件数につきましては、ふれあい人権住宅507件の応募があり、一般で1580件。倍率でいきますと、ふれあい人権住宅は10.8倍、一般住宅は17.9倍。応募のなかったところもあるのですが、これは一般でも同じです。当選件数はふれあい人権住宅で42件、それから一般で言うと83件の当選が決まっております。

当選者については当然啓発、いわゆるふれあい人権住宅の趣旨と、以前にも説明しておりましたが、当選者についてもさらにこうした同和問題に関しての取り組みということできちっと説明しております。このように順次、引き続き一般への実施に向け、11月、2月に(ふれあい人権住宅の募集を)広げていきたいと考えております。

阪井委員長：よろしいですか。

松下委員：47戸の募集に対して当選は42戸。この5戸の差は？

宮花人権室長：応募がなかったところもあると聞いております。応募のあった住宅42戸については全部うまって(当選されて)おります。

阪井委員長：よろしいですか。

それでは委員の意見はこれで終わらせていただきます。

先ほどのご報告では、事業がかなり進んでいるということですが、(○)や、△もございますので、さらに一層努力していただくようお願いしたいと思います。各委員から出された意見は重く受けとめていただいて、早急に、早く対処していただくようお願いしたいと思います。

引き続き検討されている事業につきましては、大阪市で決められた方針に基づいて着実にスピーディーに実行されることを期待しまして、本日の予定は終わらせてもらいたいと思います。

細見副委員長：障害者会館の管理運営委託と、それからもう一つは、これはやっぱり今一番難しいかなということで、もう一つは地域老人福祉センターの管理運営ということで、プロポーザルということでおやりになっているのですが、これはどのように、9月25日から募集ということなのでまだわからないかもわかりませんが、今の現状と、障害者会館の管理運営について、もう少し当事者なり、あるいはそういう人たちの意見を聞いて、いろいろな方法、いい案が、そういう姿勢を持っていたら出てくると思うんですけどね。現状だけちょっとお願いしたい。

山田施策企画担当部長：まず障害者会館でございます。障害者会館のあり方検討委員会につきましても、当事者の方に入っていただいて非常に議論をやってきたと聞いております。

運営形態につきましても公的責任として、条例施設として残した方がいいのではというご意見もございましたし、一方で自立支援法のもとでの柔軟な運営ということで、指定管理あるいは条例廃止をして、民間に移管した方がいいのではという様々な意見がございまして、その結果、23年度末をもって条例施設としては廃止をします。公募ということで選定を行います。

各障害者会館は、障害者の特性とか地域性に合わせまして、それぞれ取り組み方は様々でございます。障害者、当事者のニーズに合わせて、運用してきたところでございますが、今後、指定管理の選定に際しましては、従来から利用されている方々にとって不利益にならないように、あるいは現状を踏まえてさらに障害者の自立のための取り組みが可能となるように、選定に際してはそのようなところをよく見て

選定をしていただくことになろうかと思います。

やや蛇足になるかと思いますが、障害者施設につきましては、先日阿倍野で障害者施設が開所いたしました、実は10年かかっております。なかなか障害者の施設を整備することに理解を求めるのは難しいということで。まだまだ市民の理解がそこまで至っていないなかで、障害者会館の設備を十分に活用して、広く障害者の方々の支援ができるような取り組みをして参りたいと思います。

それから、老人福祉センターにつきましては、これは18年度末で条例施設としては廃止いたしております。各区に市社会福祉協議会が運用しております、26館の市の施設がございまして、この活用と合わせて地域の老人福祉センターについても引き続き活用していただこうと。ただ、高齢者のみならず、広く市民の方々に、老人センターというのはバリアフリーになってございますので、地域の障害者の方々が活用したい、あるいは地域の女性の方々、障害者等を支援する方々が活用したいというご意見もいただいております。プロポーザルは利用者の方々につきまして、その観点が踏まえらるよう選定の際の要件にしたいと考えております。以上でございます。

阪井委員長：具体的な見直しについては利害関係者がおられますから、理解を求めるのに時間がかかるというのはわかります。できるだけ理解を求めながら進めていくという姿勢が必要だと思います。引き続き努力をよろしくお願いします。

もう一つですけれども、申し訳ないですが、みなさんは結果は一つ一つについてわかっておられると思うんですね。我々はそれぞれ別の仕事を持っておりますので、ただ「このように進んでいますよ」と言われただけで、「はい、そうですか」というふうにはちょっといきませんので、できれば「こういうふうにして、こういうふうになった」と、少し注記をしていただけたらもっとすんなり理解できるのではないかと、このように思います。できましたら次回から工夫していただければありがたいです。

それでは長い時間かかりましたが本日の議事を終わらせていただきたいと思います。

林総務担当課長：どうもありがとうございました。

それでは、これからの日程について紹介させていただきます。今後、本市の来年度予算の編成作業を行います中で、本日も報告申しあげました、地対財特法期限後の事業等の見直しに関連する予算につきましても措置されるよう、関係局との調整を行ってまいります。来年度予算への反映状況につきましては、次回、第3回目の本見直し監理委員会でご報告申しあげたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。本日はどうもありがとうございました。